

諏訪湖創生ビジョン推進会議規約

(名称)

第1条 本会の名称は「諏訪湖創生ビジョン推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、「諏訪湖創生ビジョン」を実現するための取組を、県、市町村、地域住民、企業等官民が協働し、地域一体となって推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること
- (2) 生態系保全対策の推進に関すること
- (3) 水辺整備の推進に関すること
- (4) 湖辺面の利活用の推進に関すること
- (5) 調査研究の推進に関すること
- (6) 諏訪湖に関する学びの推進に関すること
- (7) 「諏訪湖創生ビジョン」の進捗管理に関すること
- (8) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 推進会議は、諏訪湖創生ビジョンの具現化に関心があり推進会議に参加を希望する団体及び個人（以下「構成員」という。）によって構成する。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、推進会議を代表し会務を統括する。

(顧問)

第6条 推進会議に、顧問を置くことができる。

(部会)

第7条 第3条に掲げる事業を実施するにあたり、現状及び課題を把握し、課題の対策等を検討するため、推進会議に部会を置く。

- 2 部会及び検討課題については以下のとおりとする。

- (1) 水環境保全部会
水質保全対策、生態系保全対策及びそれらに関連する事項
- (2) 湖辺面活用・まちづくり部会
水辺整備の推進、湖辺面の利活用及びそれらに関連する事項

- 3 構成員は、原則としていずれか又は両方の部会に所属するものとする。
- 4 部会長は、部会員の互選とする。

(ワーキンググループ)

第8条 必要に応じて、ワーキンググループを設けることができる。

(経費)

第9条 推進会議に要する経費（出席者の旅費など）は、各構成員の負担とする。

(事務局)

第10条 推進会議の運営を円滑に進めるため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 諏訪湖クラブ
- (2) 長野県諏訪地域振興局

3 事務局長は、長野県諏訪地域振興局長とする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年5月28日から施行する。